



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次

○ 監査公表

監査公表第20号
監査公表第21号
監査公表第22号
監査公表第23号
監査公表第24号

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

平成12年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事及び教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252

条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 3 月 31 日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 包括外部監査の特定事件

財団法人和歌山県文化振興財団及び和歌山県民文化会館等11公共施設の運営、管理状況

2 包括外部監査の結果に基づく措置

知事所管分

①知事公室関係（財団法人和歌山県文化振興財団）

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
包括外部監査の結果 (文化振興財団及び各施設詳細) 1. 財団法人和歌山県文化振興財団 (2) 管理運営について ②財団の経営陣について 財団経営者としての適材の確保が必要であるが、現状では、財団専任理事はすべて県派遣職員からなっている。民間的手法の活用という趣旨から、財団の専任理事を県関係者に限ることなく外部からも適材を導入することによって、理事会の活性化を図るべきである。	県民の文化意識の高揚と県民文化の振興を図るという当財団の目的に添った事業を円滑かつ効率的に実施していくため、平成15年度末の役員改選期に、財団経営者として外部から4名の役員を選任し、理事会の活性化を図ることとした。

教育委員長所管分

①和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館共通

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
包括外部監査の結果 (文化振興財団及び各施設詳細) 8. 和歌山県立近代美術館（美術館） (10) 駐車場収入と利用台数について 現在の入館者の状況では平日に駐車場が満車になることはないと考えられ、平日においては入館者以外にも利用できるような料金にすることを検討することも有用かと思われる。	駐車場利用状況や、近代美術館・博物館の入館状況及び周辺の駐車場環境等も含め調査、検討を重ねてきた結果、平成17年4月から本来の入館者のための駐車場であるという利用目的を維持しつつ、入館者以外も利用しやすい駐車場料金体系にすることとした。

和歌山県監査公表第21号

平成13年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 3 月 31 日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 包括外部監査の特定事件

(1) 和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院の運営、管理状況

(2) 財団法人和歌山県中小企業振興公社の財務内容及び執行状況と、当該団体に関係する和歌山県の事業に関する事項

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院の運営、管理状況

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
第2章 包括外部監査の結果 (附属病院関連) Ⅲ. 監査の結果 3. 診療科別損益計算 診療科別に損益の計算を行うことは管理手法として有用であり、早期の実施が必要である。	平成17年1月から運用を開始している2期システムにおいて、経営分析システムを導入し、診療科別収支を算出することとした。

(2) 財団法人和歌山県中小企業振興公社の財務内容及び執行状況と、当該団体に係る和歌山県の事業に関する事項

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
第2章 包括外部監査の結果 Ⅲ. 監査の結果 2. 債権管理 (設備貸与事業) (3) 債権償却処理の遅れ こうした回収の見込めない債権について償却処理を先送りしている。つまり、損失の先送りが行われ、決算書が経営の実態を開示していないといえる。回収見込みのない債権については社内規程に基づく承認手続きを経て、債権償却の処理を行い損失計上するとともに、債権から減額すべきである。 (5) 県との損失補償契約にかかる問題点 ①損失補償請求期限切れ 契約上、県の補償期間が既に経過しているが、本質的に県の施策である以上、公社での負担ができれば、既に実行した39百万円に加え相当の金額を県が負担せざるを得ないと思われる。 5. 会計処理 (意見) (2) 貸倒引当金 (設備貸与事業会計) 公社の規程に準拠しなければならないことは勿論であるが、毎期、貸倒の可能性を検討し、適切な見積額を計上すべきである。 (4) 損失補償及び保険金の処理 (設備貸与事業) 対象となる滞留債権は、まだ損失処理されず資産として計上されたままである。この処理は、損失を繰り延べるものであり適切な処理でない。 Ⅳ. 総括意見 2. 貸倒引当金 今後全ての債権につき理論的な貸倒引当金の計上が望まれる。 3. 総合貸借対照表 剰余金以外の部分である「基本財産」及び「情報化基盤促進事業基金」の合計の305百万円に満たず、48百万円の欠損の状態である。今後県等の補償がなければ公社の経営基盤は非常に危ぶまれることとなる。	平成15年度において、償却該当案件の償却処理を行った。 県から財務健全化事業補助金の交付を受け、債権管理に必要な措置を行った。 県から財務健全化事業補助金の交付を受け、貸倒引当金の計上を行った。 平成15年度において、償却該当案件の償却処理を行った。 県から財務健全化事業補助金の交付を受け、必要な貸倒引当金の計上を行った。 県から財務健全化事業補助金の交付を受け、適正な貸倒引当金等の計上により財務の健全化を図った。 事業の効率化と併せて引き続き健全化に取り組んでいくこととした。

和歌山県監査公表第22号

平成14年2月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 3 月 31 日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県企業局の財務内容及び執行状況

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
---------------------------	-----------

第2章 包括外部監査の結果

Ⅳ. 土地造成事業

3. 監査の結果

(5) 未成土地勘定に含まれる他事業関連残高

未成土地勘定には、本来の土地造成事業に係わる支出以外に、駐車場事業に係る設計費用等20,950千円(平成4年度支出)が含まれている。

当該支出については、当初新規事業につき負担すべき事業がなかったとの理由により土地造成事業で負担しているが、当該他事業が分離独立採算化された時点(平成6年度)で速やかに未収金ないし貸付金に振り替えるべきである。

Ⅴ. 駐車場事業

3. 監査の結果

(5) 会計上の問題

①設計費等の会計処理

大新駐車場の建設に関する設計費等(20,950千円)は、土地造成事業会計の資産(未成土地勘定)に計上されている。速やかに当該設計費等は土地造成事業会計から駐車場事業会計へ振替を行い、減価償却等の適切な処理を行うべきである。

土地造成事業会計が負担している駐車場建設に関する経費については、平成16年度末の企業局廃止を機会に、精算を行い駐車場事業資金等から返済することとした。

和歌山県監査公表第23号

平成15年2月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 3 月 31 日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県道路公社の財務内容及び執行状況と、同公社に
関係する和歌山県の事業に関する事項

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果
(包括外部監査結果報告書中)

措 置 の 内 容

第2章 包括外部監査の結果

Ⅳ. 監査の結果

3. 管理業務費

(2) 委託業務の管理

委託先に対する適正な管理を行うには管理事務所長が委託先(再委託先)に対してどのような管理を行うかについて、文書等で明確にする必要がある。

管理事務所長の管理状況を本社が管理するという体制を構築する必要がある。さらに、委託先(再委託先)に対する評価を定期的に行い、毎年度の契約交渉において有利な条件を導き出せることができるよう努めるべきである。

5. 回数券の管理について

(2) 販売済未使用回数券の管理

公社では、販売された回数券がどの程度使用され、今後どの程度使用されるかという未使用残の管理が行われていない。未使用回数券の管理は、今後、公社がどれほど通行サービスを提供しなければならないのかという負担管理のために必要である。

7. 会計上の問題点

(2) 道路事業損失補填引当金

道路事業損失補てん引当金が、利益留保性の引当金であることに鑑みれば、赤字が発生した事業年度においては、道路事業損失補てん引当金の繰入れは行う必要はないものと考えられる。高野龍神スカイラインは多額の繰越欠損金を抱えており、他の道路(紀の川河口大橋)の補助を行うために引当金を計上することは、この引当金の趣旨からみても不適切である。赤字事業年度の道路事業損失補てん引当金の繰入れ要否について検討が必要である。

平成16年度委託に際して、契約書、仕様書の中に管理方法等を詳細に記載することとした。

また、組織改編により、業務管理は、事務局長一総務課長のラインにより行うこととした。

なお、有利な条件で、委託先との契約を行うため、指名競争入札を導入した。

平成16年度から、販売枚数及び使用枚数を月別に管理することとした。

高野龍神スカイラインに係る道路事業損失補てん引当金は、同路線の無料開放に伴い、平成15年度決算において、同路線の繰越欠損金の処理のみに引当て清算を完了した。

和歌山県監査公表第24号

和歌山県監査委員 山下直也

平成16年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 3 月 31 日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

1 包括外部監査の特定事件

(1) 和歌山県営競輪事業特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

(2) 和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 和歌山県営競輪事業特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
第2章 包括外部監査の結果 Ⅲ. 経営管理の状況 2. 監査の結果 下記の各課題について、今後、検討していく必要がある。 (1) 中長期経営計画 単年度予算という短期計画や単年度の経営方針があるのみで、中長期にわたる経営計画がない。経営戦略に乏しいだけでなく、経営方針の継続性も損なわれる。 (2) 各種経営管理資料 経営管理のための各種の管理資料が不十分である。特に経営上の意思決定を行うに当たり必要な管理資料については、作成手順が明確でないばかりでなく、担当者の交代等により適時に作成されていない。 (3) 経営会議の開催 競輪事業を行っていく上で、必要な意思決定をおこなうための会議体、例えば定例的な経営会議等が開催されていない。 (4) 目標管理 予算と実績の対比は行われているが、各年度の目標設定がされていないので、目標と実績の対比がなされていない。 (5) 投資効果の測定 平成14年7月からナイター競輪（場外）が開催され、また、同年11月から新賭式（7賭式）が導入されているが、投資を伴う新規事業について、効果の測定が適切に行われていない。新賭式の導入については、売上金額の増加をもって効果があったものとしているが、適切な分析とはいえない。 Ⅳ. 財務事務の状況 1. 財産 (3) 公有財産 ②監査の結果 i) 公有財産台帳の整備 台帳は記載内容を整理する目的で平成9年度に新しく作成されているが、旧台帳からの転記や整合性の検証が不十分であり、新旧2種類の台帳が併用されていた。また、登記簿謄本の添付は行われていなかった。早急に記載内容及び登記の状況を確認し、適正な公有財産台帳を作成し、保管する必要がある。なお、管財課が数年に一度、財産現況調査を行なっているものの、公営競技事務所では、定期的な現況調査は行われていない。公有財産の実在性を担保するため、現物と台帳との照合作業を実施することが必要である。 ii) 土地の不法占用 公有財産のうち普通財産として登録されている競輪場隣接地約800㎡が、不法に占用されている。これは、昭和28年の和歌山大水害及び昭和29年の市堀川の整備により、この付近の居住者を当該地に一時的に居住させたものと推測されている。当	売上推移の傾向を基に5年間の収支見込みを立て、毎年度開催計画の見直しを図ることとした。また、検討委員会の設置を図っていくこととした。 開催別収支等を作成し、適時、適切な経営管理に努めた。また、人事異動等による担当替えの際に十分な事務引継が出来るよう、作成手順マニュアル等を作成することとした。 事業の推進、競輪開催運営上の課題等について協議を行うための会議を行った。また、定例的な経営会議については設置を図っていくこととした。 中期開催計画に基づいた単年度収支目標設定を行い、継続的に経営改善を図っていくこととした。 新賭式導入に伴う増収額と投資額の比較による効果測定を行うこととした。 公有財産台帳については、記載内容及び登記の状況を確認の上、整備した。また、定期的に状況調査を実施し、現物と台帳との相違が生じないよう努めていくこととした。 当該土地の居住者全てと、賃貸借契約を締結した。

該地は行政財産(競輪場用地)とされていたが、平成7年8月に払い下げを前提として用途廃止され、普通財産に登録された。平成10年5月に住民との交渉を開始し、平成12年12月に境界線を確定した。交渉難航の根本的要因として、問題解決への対応の遅れにより、交渉開始までに長年が経過していたことが挙げられる。現在、居住者と払い下げまたは賃貸の方向で交渉中とのことであるが、早急に解決に向けて努力すべきである。

2. 歳入

(4) その他の収入

iii) 監査の結果

A. 不正再発防止への対応

平成5年6月に提出された「公営競技事務所に係る調査検討委員会」の「報告書」に提示されている改善事項の実施状況のうち、資金前渡職員の分散に関しては、結果的に1名に集中している。現在の預金口座は競輪場運用資金に係るもののみであるが、一時的とはいえシーズンには多数の口座が使用されることになるため、より厳格に対応すべきである。例えば、払戻未払金口座と開催準備金口座の名義を分けると共に、上席者が定期的に預金通帳の通査を行うといったような内部管理体制の確立が必要である。

払戻未払金口座と開催準備金口座の名義を分けることとした。また、預金通帳の入出金については、定期的に上席者が確認できる体制をとることとした。

3. 歳出

(4) 人件費

②監査の結果

人件費の大半は、車券販売、払戻業務等を行う臨時従事者に対する賃金である。平成13年度に97名が早期退職したこともあり、臨時従事者数は平成14年度末には182名まで減少している。その結果、賃金支出額が固定費総額に占める割合は、平成13年度までは約20%を占めていたが、平成14年度においては14.5%に低下している。対売上収入賃金比率(=賃金/売上収入:平成14年度2.6%)は低下し、1人当たり売上収入(=売上収入/従事員数:平成14年度61百万円)は増加するなど、賃金に係る指標の上では従事員削減による経費削減効果が出ている。しかし、次に示すとおり和歌山競輪における臨時従事員の1日あたり平均賃金は、平成15年度(想定)において全国47競輪場のうち最も高い水準となっている。全国平均と比較しても相当割高の賃金を支給していることになる。労使間の交渉等、現在の賃金水準を引下げることが容易ではないものの、収益事業として営んでいる以上は経費削減の観点からも、賃金水準を適正なものにしていくことを検討する必要がある。また、業務量に応じた従事員の最適配置の検討や現在臨時従事者の行っている車券販売、払戻業務等の外部委託の検討など経費削減に向けた取り組みを徹底する必要がある。

昨今の売上状況(収益性)等を説明の上、平成16年度については対前年比10%の基本給カットを実施し、経営改善に努めた。

今後も引き続き経営改善に向けた取組を実施していくこととした。

(5) 委託料

③監査の結果

i) 清掃業務の契約方法について

平成14年度の上記契約は、県営競輪第1回(4月12日~14日、27日~29日)に係る清掃業務について、特殊な作業時間設定の下で、多数の作業員を確保することは非常に困難なうえ、その準備期間が10日しかないため、特定の者でなければ当該業務の実施はできないと判断し、地方自治法第167条の2第1項第3号の規定に基づくものとして、随意契約を行っている。

しかし、入札手続の準備を前年度末から進めておけば、年度当初の業務委託であっても、入札手続は10日間もあれば十分可能であり、年度当初で準備期間がないことは随意契約による理由としては適切でなく、競争入札による必要があるといえる。

年度当初速やかに競争入札を実施した。

(10) 公課費

②監査の結果 i) 収入のうちの各助成金については使途を課税仕入に限定した特定収入として処理しているが、要綱等により使途が特定されているとはいいがたく、一般の特定収入とする必要がある。 ii) 支出のうちの県公営競技主催者協議会負担金は、法定経費としているが、前述「3. 歳出(2)負担金、補助及び交付金」で述べたように、同協議会側で委託業務としての課税対象であるとして是正を受けていることから、県側では課税仕入としての取引とする必要がある。 iii) 支出のうちの「積立金」は、法定経費として特定収入より控除している。しかし、当該積立金は収支差額の一部を「競輪施設整備等基金」に積み立てたもので、費用性はなく特定収入より控除することはできない。上記問題点については、各収入支出項目の内容を十分検討した上で、適切に処理すべきである。	各助成金については「使途が不特定な特定収入」とし、処理した。 県公営競技主催者協議会負担金は「課税仕入」とし、処理した。 積立金は控除対象外とし、処理した。
--	---

(2) 和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
第3章 監査の結果と意見 1. 財務事務の状況 (3) 財産 ②破損固定資産 2) 監査の結果 当該波高計及び波高演算処理装置は、将来再使用の客観的な見込みもなく、設備としての機能を現に有していない。 したがって、早急に除却処理を行い、物品台帳から削除すべきである。 ④基金の状況 1) 県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金 a) 現状 当該基金は、和歌山下津港における上屋、宇久井港における荷役機械の更新及び補修のため、設置されたものである。宇久井港にはかつて荷役機械が整備され、特別会計で経理していたが、老朽化及び取扱貨物の減少により昭和59年度に廃止され、現在は存在しない。 b) 監査の結果 実情に照らし、条例の見直しを図るべきである。 2. 経営管理の状況 (1) 監査の結果 ①計画策定時の使用料収入見積根拠資料 実効性ある収支計画を策定するためには、将来の港湾利用状況の合理的予測が必要となるが、計画時における使用料収入の見積過程を示す根拠資料が一部保管されておらず、推計の合理性を事後的に検証することができない。 このことは、②で後述の、実績との比較分析及び分析結果の活用が行われていない一因となっている。具体的計算方法を示す根拠資料を適切に作成し、整理保管する必要がある。	重要物品用途廃止を行い、重要物品台帳から除くこととした。 当荷役機械は、老朽化により廃止したもので、今回「県営宇久井港港湾施設のうち荷役機械」を削除する条例改正を行った。 実績との比較分析及び分析結果の活用ができるよう、今後作成していくものについて、全ての資料を整理、保管していくこととした。